

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成25年1月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「親が子に対して行う授乳行為が親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが社会通念上妥当と思われる情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年1月30日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成25年2月12日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分を取り消し、当該対象文書を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件開示請求文書は、奈良県知事が子育て世帯に対する保健指導等の施策を実施する上での基礎的情報であることから、当該情報を作成又は取得していないと考えることはできない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

親が、授乳の必要のある子の身の回りの世話をする過程において、当該子に対する授乳行為は、当該親が親権又は監護権を有しているか否かにかかわらず、通常考えられる行為である。

実施機関は、児童虐待、子育て支援、男女共同参画等の業務を所管しているが、当該業務は、親が子に対して行う授乳行為を、親が親権又は監護権を有しているか否かによって区別して扱うわけではない。

したがって、実施機関が、異議申立人が請求する「親が子に対して行う授乳行為が親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが社会通念上妥当と思われる情報」を保有する合理的な理由はなく、また、実施機関が現に保有している文書について調査したが、該当する文書は確認できなかった。

以上のことから、不開示決定を行ったものである。

2 口頭理由説明

親が子に対して行う授乳行為は、親が親権又は監護権を有しているか否かによって区別して扱うわけではない。

仮に「親権・監護権を行使する上での」という限定がなかったとしても、親が子に対して行う授乳行為が日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが社会通念上妥当と思われる情報に該当する文書は存在しない。

本件決定は、奈良県知事名で行っており、知事部局全体において、該当する文書が存在しないという決定である。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「親が子に対して行う授乳行為が親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話に該当すると合理的に解釈できる情報又はそのように解釈することが

社会通念上妥当と思われる情報」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

授乳行為は、親が乳幼児の世話をする場合において日常的に行われる行為であると考えられるが、本件開示請求は、「親権・監護権を行使する上での日常生活上の世話」に係るものであり、実施機関は、授乳行為を親権又は監護権を有しているか否かによって区別して扱うわけではないことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないと説明している。

実施機関においては、児童虐待、子育て支援、男女共同参画等の業務を所管しており、その業務の目的を勘案すると、授乳行為を親権又は監護権を有しているか否かによって区別する必要性は認められず、上記の説明には合理性が認められる。

また、開示請求の趣旨を広義に解釈し、仮に「親権・監護権を行使する上での」という限定がなかった場合であっても、該当する文書が存在しないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、保有する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

もとより、授乳は、親が乳幼児の世話をする場合、当然に必要とされる行為であり、殊更このことが明記された行政文書が作成又は取得されていないとしても、必ずしも不自然とはいえない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年 2月12日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成25年 2月21日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長